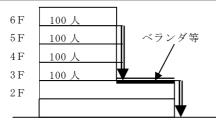
## ●1 地上以外に降下する避難器具

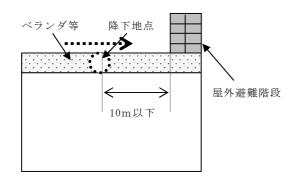
避難器具は、原則として屋内を通ることなく地上又は避難階の外部通路等まで降下できる必要があるが、防火対象物の形状により地上又は避難階以外のベランダ等に一旦降下する避難器具の取扱いは、次のとおりとする。 ☆

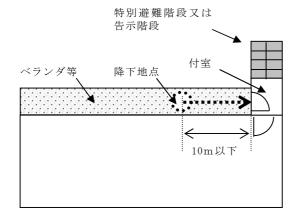
(1) 次図のように一旦ベランダや屋上等(以下「ベランダ等」という。)に避難し、更に避難器具で降下するものは、当該ベランダ等のある階に必要な避難器具の個数は、一旦そこに避難する上階の収容人員も加算して算定するものとする。 ☆

3 階に必要な避難器具の個数は、3~6 階の収容人員を合算した 400 人に必要 な個数となる。



- GL
  - (2) 前号の規定に係らず、ハッチに収納された金属製はしご、救助袋及び金属製の固定はしごを設けたもの並びに耐火構造の建築物で、当該ベランダ等の避難空地が前号の収容人員に 0.5 ㎡を乗じた面積(最大 100 ㎡) 以上あるものについては、当該階に必要とされる避難器具(3 階以上に設けるものにあっては、金属製の固定はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難橋及び避難用タラップに限る。)の個数で足りるものであること。
  - (3) 屋内を通過することなく降下地点から歩行距離が 10m以内にある屋外避難階段、特別避難階段又は平成14年告示第7号で規定する階段(以下「告示階段」という。)を使って避難できるものについては、当該階に必要とされる避難器具の個数で足りるものであること。

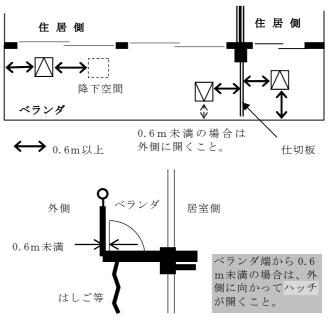




#### ●2 ハッチの位置

ベランダ等に設けるハッチに格納する避難器具(以下「ハッチ」という。)の位置等の取扱いは、次のとおりとする。

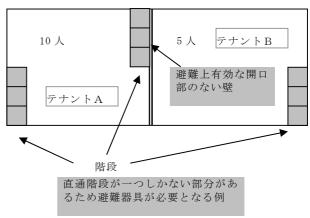
- (1) ハッチの蓋の開く向きは、居室側に向かって開く こと。ただし、その際にベランダ等の先端から 0.6 m未満となる場合は、外側に向かって開くようにす ること(下図参照)。◇平成 26 年 1 月 1 日(1)改訂
- (2) 上階の避難器具の降下空間から O.6m以上の離隔をとること。
- (3) ベランダ等に設ける仕切板から 0.6m以上の離隔 をとること。 ☆
- (4) 上·下階に設けるハッチは、仕切板を隔てることなく連続して設けること。やむを得ず仕切板を隔てて設ける場合は、上部からの着床ベランダの見やすい位置にハッチへ誘導する標識を設けること。



◇平成26年1月1日図改訂

### ●3 地上に直通する階段の個数の算出等

令第25条第1項第5号に規定する地上に直通する階段(以下「直通階段」という。)の個数の算出は、規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに直通階段の個数を算出するものであること。従って、直通階段が複数ある階であっても、直通階段が一つしかない部分がある階には、令第25条第1項第5号に規定により避難器具を設置しなければならない。 ☆



※ これらの場合においては、当該階のいずれかに当 該階全体の収容人員に応じた個数の避難器具を設 置すれば足りるものであるが、努めて直通階段が一

## ◇ 避難器具

つしかない部分に避難器具を設置するよう指導すること。 ☆

## ● 4 避難上有効な開口部

規則第4条の2の2第2項3号の「常時良好な状態に維持されているもの」とは、次の例によること。

- (1) 常時開放されているもの
- (2) 非常錠等により特殊な器具を用いることなく開錠できるもの
- (3) 電気錠のうち、当該階の照明装置及び自動火災報知設備の火災信号又は自動火災報知設備の火災信号に連動して開錠されるもの
- (4) ◇共同住宅特例●1(2)で規定する仕切板で、その表面に「非常時にはこの部分を破壊して避難できます」と表示をしたもの

### ● 5 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は、次によること。

- (1) 不燃材料で区画され、開口部を設ける場合は、当該部分を防火設備とすること。 ★
- (2) 出入り口は、床面から 0.15m 以下に設ける幅 0.75m以上、高さ 1.8m以上、の随時開けることの できる自動閉鎖装置付きの防火設備とすること。 ★ ◇(2) 平成24年1月1日改訂
- (3) 避難に支障のない広さとし、内部には、非常照明を設けること。 ★
- (4) 避難階に設ける上昇口は、直接外部に避難できる 位置に設けること。ただし、避難階の内部となる上 昇口の部分に避難器具専用室を設け、そこから安全 に外部に避難できるようにする場合は、この限りで ない。 ★
- (5) 上昇口の大きさは、直径 0.5mの円が内接できる 大きさ以上であること。 ★
- (6) 上昇口には、十分な強度を有する金属製又は不燃 材製の蓋を設けること。ただし、上昇口の上部が避 難器具専用室である場合は、この限りでない。 ★
- (7) 上昇口の蓋は、下方から容易に開けることができ、 水平面から90度以上開いた位置で固定されるもの であること。 ★
- (8) 上昇口の蓋の上部には、蓋の開閉に支障となる物件が置かれないように囲い等を設けるとともに「避難器具上昇口」及び「この部分に物を置かないこと。」と表示すること。 ★
- (9) 前号の表示は、踏みつけ等によっても容易に消えない耐久性を持つものとし、大きさ等は、次によること。
  - ア 「避難器具上昇口」にあっては、赤地に白文字によるもので 10cm×30 cm以上の大きさとすること。
  - イ 「この部分に物を置かないこと。」にあっては、 黄地に 1 文字当り 10 cm 以上の黒文字によること。

## ● 6 標識

規則第27条の規定によるほか次によること。

- (1) 避難器具の設置してある場所が容易に見とおすことが出来ない場合は、当該避難器具へ至る主たる出口の見やすい箇所に 12 cm×36 cm以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置等場所」と表示する標識を設けること。 ★
- (2) 上記(1)の出口を出ても避難器具の設置してある場所が容易に見とおすことが出来ない場合は、当該避難器具へ至る方向を示す 12 cm×36 cm以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置等場所⇒」と表示する標識を設けること。 ★
- (3) 避難器具を設置する部屋の入口には、見やすい箇所に 12 cm×36 cm以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置室」と表示する標識を設けること。
- (4) 避難はしご、避難用タラップ等に設ける製造者等を明記した表示板はステンレス、真鍮又はアクリル板等の耐候性を有する素材で表示部分が容易に消えない7cm×5cm以上の表示板とすること。

種 別 ○○○○○ 製造者名又は商標 ○○○ 製造年月 ○○年○○月 ※ ◆◆ ○○m

7cm×5cm以上 白地又は素材の地色に黒文字 ※には避難器具の種別に応じて長 さ、勾配、自重等が入る。

> ◇(4)平成25年1月1日追加 ◇(1)(2)平成28年4月1日一部改訂

## ●7 用途による避難器具の選定

災害弱者を多く収容する6項については、原則としてすべり台の設置が望ましい。ただし、収容者の避難可能程度等に応じて救助袋の設置とすることができる。

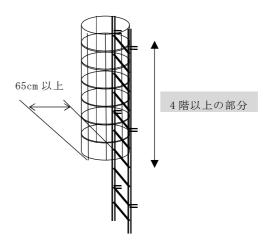
◇●7 平成 21 年 10 月追加

## ● 8 屋外避難階段を設置した場合の個数減に ついて

◆●8 平成 21 年 10 月追加 ◆●8 平成 28 年 4 月 1 日削除

## ●9 転落防止措置

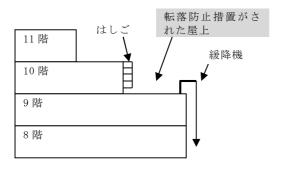
規則第27条第1項第4号ホ(ロ)に規定する4階以上の階に設ける固定はしごの転落を防止する措置とは、降下に支障がない降下空間内において縦棒及び横桟を囲むように枠等を設けたものが該当し、4階以上の部分にその措置が必要であること。 ★



◇●9 平成 25 年 1 月 1 日追加

### ●10 その他

- (1) 避難器具は原則として共用部に設置すること。また、共用部に設置する場所がないか、居室内に設置することが合理的であると認められる場合における当該居室の出入り口は、施錠装置を有しない構造とし、前記●6(1)の標識を出入り口に設けること。やむをえず施錠装置を設置する場合は非常時に外側(避難方向)からも鍵を用いることなく開錠できる構造とすること。
- (2) 11 階以上の階であっても、転落防止のための床面からの高さ1.1m以上の手すり等の転落防止措置がされた 2 ㎡以上のベランダ又は屋上等に安全に降下できる場合は、ハッチに収容された避難器具又はその他の避難器具を設置することができる。



◇●10 平成21年10月追加
◇(2)10 平成25年1月1日追加

- (3) 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目(平成8年消防庁告示第2号。以下「告示第2号」という。)第3第1号(1)ヌの「上端と架空電線との間隔は2m以上とすること」を適用する各避難器具の上端は、次の部分であること。
  - 展降機:緩降機を吊り下げた状態の、緩降機本 体の吊り下げ具最上部
  - イ 救助袋:救助袋を展張した状態の支持枠最上部
  - ウ 滑り台:手すり上端 エ 滑り棒:滑り棒上端
  - オ 避難ロープ:避難ロープを吊り下げた状態の避難ロープ本体の吊り下げ具最上部
  - 力 避難橋:本体各部分
  - キ 避難用タラップ: 架線から最短距離となる手す り上端
- (4) すべり台の降着地点には、幅1m×長さ1.5m程度の砂地、天然芝、人工芝又は発泡ウレタン等による緩衝材を設けること。
- (5) 取付け具をやむを得ず木材等に取り付ける場合は告示第2号第8第3号(3)による十分な補強措置をすること。

◇(3)(4)(5)平成27年1月1日追加

#### ◆ 通知

## 〇 避難器具設置規制の運用について

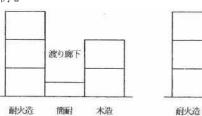
昭和 58 年 1 月 24 日局指導係執務資料

- 例 1 渡り廊下で接続された異なる建築構造の場合 運用
  - (1) 当該廊下と耐火建築物の接続部に防火戸等があれば構造別に算定して規制する。(廊下の長さは概ね1階は3m以上、2階は5m以上とする。)
  - (2) 当該廊下が、「消防用設備等の設置単位について」 (昭和50年3月5日消防安第26号)により別棟 扱いとなる場合についても構造別に規制する。

例 1



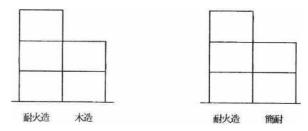
例 2





運用 上記例図の場合、いずれも耐火造との接続部に防火戸等がなくとも構造別に規制する。(廊下の長さは概ね1階は3m以上、2階は5m以上とする。)

例3 廊下なしで接続された異なる建築構造の場合



運用 上記例図の場合は、いずれも耐火造としての 判定はしない。

## 〇 告示基準施行前に設置された救助袋の取扱 いについて

平成6年10月4日新消指第745号消防局予防課長

このことについて、下記とおりとしたので通知します。

記

#### 1 経緯

救助袋の構造、材質等の基準については、「避難器 具の基準を定める件の一部を改正する件」(昭和 56 年消防庁告示第 8 号)により告示され昭和 57 年 6 月 1 日から施行されたところですが、本基準の施行の際 に既に設置されていた、救助袋(以下「告示前救助 袋」という。)の取扱いについては、「避難器具の基 準の一部改正について」(昭和 56 年 12 月 8 目付消防 予第 285 号)の記 2 に定めたように、消防法第 17 条 の 3 の 3 の規定に基づく点検を行った結果、点検基 準に適合する旨の報告書があったものに限り消防法 施行令第 32 条の規定を適用し、そのまま設置できる こととされている。

しかし告示前救助袋については設置後12年以上経過して、経年変化による劣化老化等の著しいものがある可能性があり、安全性確保のために点検を十分実施する必要があることから、財団法人日本消防設備安全センターにおいて、「告示前救助袋の点検の手引き」が作成された。

これらのことから、「告示基準施行前に設置された 救助袋の点検について」(平成6年3月31日付消防 予第64号通知)の通知があり、告示前救助袋の点検 指導に際しての留意事項が示達された。

- 2 消防用設備等点検業者又は防火対象物に対する指道
  - (1) 消防用設備等点検業者に対する指導
    - ア 救助袋の点検に当たっては、当分の間点検し た救助袋が告示前のものである場合は点検表の 備考欄にその旨を記載するよう指導すること。
  - イ 告示前救助袋を点検する者には、「告示前救助 袋の点検の手引き」を活用して点検するよう指 導すること。
  - (2) 防火対象物に対する指導

3 の告示前救助袋を設置してある防火対象物に対しては上記の経緯を説明し、消防用設備等定期点検の結果、不適合となったものについては 現行基準に適合する救助袋に取り替える等必要な措置を講ずるよう指導すること。

## 避難器具

3 告示前救助袋 別紙のとおり。

<b>解验</b> 检验	数部名	100	医	製造者名	No.	N.	创造年 月
悉机进工概	サイヤンが	标选器	局面当年一局四部年間	海海港中部	第十六	が地が	昭和12年~昭和48年後
慈村班田院	対人サデオ	が改革	图图 20年 - 图图 4 年 8	<b>彩漱松</b> 一处	似于提	公坐等	昭和38年一昭和51年7月2
超級數田鄉	サイヤンが	松龍灣	题图47年 - 题图盘序测	※務協工 與	海上京	な国際	展割31年7月-昭和33年8月3
100円 東田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	キイキンボ	恒速器	院子48年一局省52年四	班等级干瓦	対丁炭	松置森	国袖的年8月~昭和54年11月35
经行业压力	サイキンボ	対無な	以此 9 年 日 東西 十 世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	第十型条件	化十四	在學次	超過四年11月~最初的年7月2
西新植田内	神神神神	が無事	经长行价 - 图图话中将		松干雞	<b>公批</b>	国内的サファー国際の中の日本
经利根田内	おとしてお	松黑山	配置16年~居置27年四	数は近十四	第十六	公在地	四和4年-4時37年2月迄
はない	おけるから	が無明	競争器原語子がない問題	表等學士斯	第上式	私運用	福和記字8四十組和記字5月後
<b>世界経済</b>	10年の		報告20年 - 展園37年 5 月曜	第17百十四	(779.4 MID B)	福武器	福和中央原
<b>然代繼用旗</b>	HKスコーゲー1型	松原川	昭治22年6月-福治22年2月35	71年的工作	春日秋(家にた	代选器	昭和11年以前
数据指用信	出スコーダー1型	拉斯斯	提出55年/超過7年5日超	24年10年12	<b>総以外メルトの</b>	気を変	昭和14年-昭治38年治
<b>我把数据用</b> 中	40000	长姓家	验包11年5月~福和68年1月迄	発工行列中	カフチュ党互換	松田弘	松松 清風歌 - 杜明起因
経過製造法院上	信火一年	似是实	题的46年5月~园内5年1月数	音用高工語	出した人物は簡	な研究	经有出年一项指扩下点
我是似地表出一	<b>松</b> K	似此花	問名は神文四十曜世四年の日報	AF 用动工器	様収別によりで	<b>化美田</b>	原有44年-周阳35年記
報は飲むま田上	K - W - W - K	松黄田	製田の大学の用へ関連の作の用途	インフタ信義院	AND THE	化选择	国智慧中以数
新行動類類用十	K V	代第三	<b>昭544年8月~昭和449月迄</b>	インング生物製	インフタ系名芸芸	似世群	福州30年-昭和55年
金銭は松地田丁	K	化岩市	配合45年8月~福利6年5月近	差別様々ロルト	インログ名名的語	日本大	国物品等一届他们年5月运
表於製在原田山	S. 3(96) #	行業団	联合场外1月一级和6年7月选	イシワク色製物	インリクス指示機	位武器	福和36年~昭和37年5月8
我是朝起把田川	K V V	经前	政治45年6月~28年57年5月近	インワグ前様室	エスケーブ119	似美術	昭和44年-明和37年5月22
各位養出版日山	K WEST STATE	田原式	昭和55年2月-昭和57年5月進	川久郷	様なは一くとしてい	信無事	昭和80年-周和60年8月8日
大田山南京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	K   145   Kg	お記録	<b>国教30年9月一町和30年5月3</b>	三久縣	スインーは	似液体	图制的单一唱剧的单 5月四
透析工品源	中人多式	似故意	505036年上班曾22年辦	1986日	3イニー女は京都	位養田	超出岩体—超岩岩体系
(3)计工电影	報本です	京路点	四世43年一期四日中省	(のながらない)		特殊政	国和11年2月国和60年7月这
我们上田族	おんてす	製品を	四年七年十十年十十年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(国社の共の)		位数法	昭出50年8月-昭和57年5日3
春華山田田	ナイケス	似些店	医视觉体-辐射2年线	(日本は川水路)	16 - 15 37 C	報題制	昭和6年3月-昭和60年3月25
<b>新田川県教</b>	419%	恒點端	是在45年一個教育科學	(国体が工業等)	はしからい	核健康	现代记录《月一期列记》 5.20
<b>医椰汁田科</b>	4. 千年於	製品は	好物46年-昭和57年3月55				
発用工業的	公の・の・2	お育な	昭青33年一盟行57年3月四				

## 〇 消防法施行規則の一部改正による消防用設 備等の取扱いについて

平成 16 年 2 月 25 日新消指第 2020 号消防局予防課長

このことについて、消防法施行規則の一部を改正す る省令(平成15年総務省令第90号。以下「改正省令」 という。)により特定1階段等防火対象物の自動火災報 知設備等の基準が改正されました。

この改正省令により、平成 15 年 10 月 1 日以降既存 対象物においても平成17年10月1日(規則第27条第 1項1号(特定1階段対象物に係る避難器具の規定)に ついては、平成18年10月1日)までに改正省令に適 合させる必要がありますが、その改正による規程の取 扱いについて下記のとおり定めたので通知します。

記

- 1 省略
- 2 避難器具の設置等場所の表示に関する取扱い 特定 1 階段等防火対象物で、避難器具を設置し、 又は格納する場所のある階における表示は、次のと おりとする。
  - (1) 避難器具設置等場所配置図(以下「配置図」と いう。) は、その階の平面図に避難器具設置等場所 の他、現在地、避難器具へ至る経路及び避難施設 (階段等)を明示すること。
- (2) 配置図は、容易に損壊、汚損しないもの(紙を プラスチックフィルムでラミネートしたもの等) で作成すること。
- 3 省略

## 〇 消防法施行規則の一部改正による避難器具 の取扱いについて

平成 16 年 11 月 22 日新消指第 1279 号消防局長

このことについて、消防法施行規則の一部を改正す る省令(平成15年総務省令第90号。以下「改正省令」 という。) のうち、自動火災報知設備等の基準について は平成16年2月25日新消指第2020号通知により運用 しているところです。

避難器具の基準については、消防法施行規則(昭和 36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第27条 第1項第1号の容易かつ確実に操作できる避難器具に 係る措置の適用除外として、改正省令附則第 5 条に規 定される消防庁長官が定める方法(平成 15年 10月 1 日消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。)が告示 され、同告示の方法による場合は平成18年10月1日 までに必要な措置を講じれば、規則第27条第1項第1 号の規程によらず、従来型の緩降機、救助袋等を技術 上の基準の例により設置することでよい(以下「避難器 具適用除外」という。)こととされました。

このことから規則第27条第1項第1号及び2号告示 について、当市の特性を踏まえ、改正省令の施行に伴 う消防用設備等の技術上の基準のうち、規則第27条第 1項第1号に係るものの運用について、下記のとおり定 めたので通知します。

記

- 1 特定1階段防火対象物に設ける避難器具の取扱い (1) 安全かつ容易に避難することができる構造のバ
  - ルコニー等の取扱い

規則第27条第1項第1号イで規定する「安全か つ容易に避難することができる構造のバルコニー 等」とは、消防法施行規則の一部を改正する省令 の施行について (昭和 48 年 6 月 6 日消防予第 87 号消防庁予防課長通知)第6、3、(1)、イに示され ている概ね 2 平方メートル以上の規模を有し、か つ転落防止のための措置を講じたバルコニーその 他これに準ずるもの(以下「バルコニー等」とい う。)とされているが、その他これに準ずるものと しては、屋上、陸屋根若しくは地階に設置されて いるドライエリアも含まれるものであること。

(2) 常時、容易かつ確実に使用できる状態に関する 取扱い

規則第27条第1項第1号ロ関係で規定する「常 時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降 機等を取り付けアームも含め、常時組み立てられ た状態で設置する等、避難器具が常に使用できる 状態で設置されたものをいい、このうち、バルコ ニー等以外に設置された避難用タラップ (固定式)、 すべり台、すべり棒等は、規則第27条第1項第1 号口に該当するものであること。

なお、つり下げはしご及び避難ロープについて は、避難器具本体が折り畳まれたまま、その固定 金具を支持部に常時取り付けた状態で設置されて いるものも規則第27条第1項第1号口に該当する ものであること。この場合において、固定金具及 び本体がほこり等に直接さらされないための措置 をする場合は、容易に取外しできるもの(布等で 作られ容易に変形するものとし、1秒以内に取り外 しができるもの、又は取り外すことなく避難器具 を使用できるものをいう。下記(3)、イ、(7)、③に おいても同様とする。)で、その表面に白地に黒文 字の「避難器具」という表示が必要であること。

(3) 一動作 (開口部を開口する動作及び保安装置を 解除する動作を除く。以下同じ。) で容易かつ確実 に使用できるもの(以下「一動作型避難器具」と いう。) に関する取扱い

規則第27条第1項第1号ハで規定する「一動作 で容易かつ確実に使用できるもの」とは、次に該 当するものであること。

該当する避難器具について

一動作型避難器具として新たに開発されたも のの他、従来型の避難器具では、一動作で容易 に架設できる構造のものとされている避難用タ ラップ (半固定式)、一動作で容易に展開できる 横さん等収納式の固定はしご(3階以下の階に設 置される場合に限る。) 等が該当するものである こと。

イ 既存防火対象物に係る取扱いについて

既存防火対象物の避難器具のうち、緩降機については、次の(ア)、①から④の全てに適合、つり下げはしご及び避難ロープについては、次の(イ)、①及び②の全てに適合する場合は、規則第27条第1項第1号ハに該当する避難器具として取扱って支障ないものであること。

#### (ア) 緩降機

- ① 調速器の安全環が取り付けアーム先端の 吊輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上 げた状態であり、操作重量及び操作機構に おいて支障なく一動作でアームが使用状態 に展開できるもので、常時設置されている もの。
- ② 規則第27条第1項第3号ロに規定する避 難器具の使用方法を表示する標識について、 整合が図られていること。
- ③ 調速器等がほこり等に直接さらされないための措置をする場合は、容易に取外しできるもので、その表面に 10 cm×30 cm以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具」又は「緩降機」という表示がしてあること。
- ④ 消防法第17条の3の3の規定による点検 がなされ、良好に維持管理されていること。
- (イ) つり下げはしご及び避難ロープ
  - ① 避難器具本体が、取り付け部の真下等の 直近に設置されている場合で、当該避難器 具の取り付けに十分な操作面積が確保され、 かつ避難器具設置等場所の出入口から取り 付け部の開口部が容易に見通しできるもの。
  - ② 消防法第17条の3の3の規定による点検がなされ、良好に維持管理されていること。
- (4) 工事の届出について

上記(3)、イ、(ア)において、既存の取り付けアームの展開操作が一動作となるよう対応部品により改造する場合の工事は、消防設備士による軽微な工事とし、着工届は不要であるが、設置届は必要(工事種別は改造)であること。

- 2 改正省令附則に関する取扱い
- (1) 改正省令附則第4条に関する取扱い

既存防火対象物に係る経過措置は、規則第27条第1項第1号の規定にかかわらず、平成18年10月1日とされ、消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合に限り、平成20年10月1日とされている

上記「特に必要と認めた場合」とは、既設緩降機に係る改造の普及の時間的猶予などが該当するものであること。

(2) 改正省令附則第5条に関する取扱い

平成 15 年 10 月 1 日消防庁告示第 2 号 (以下「2 号告示」という。) による避難器具適用除外にかか わる事務処理は、次によること。

- ア 関係者に別紙の「特定 1 階段避難器具適用除 外届出書」を 2 部提出させるものとする。
- イ その審査結果について、「特定1階段避難器具 適用除外届出書」の経過欄に、適合している場 合は、「承認印」を押印して承認年月日を記載、 適合していない場合は、不承認、不承認年月日 及び不承認の理由を記載し、関係者に1部返却 すること。
- ウ 2 号告示、第 3 方法、2 「当該階に存する者の 全てが、火災により発生する煙の熱及び成なる より防火上又は人命の安全上危険な状態にる 前に、当該階の避難器具を用いて避難できることを確かめる方法」(以下「検証」という。)に よる場合は、「消防法施行規則の一部を改正法を 省令附則第 5 条の規定に基づき、同条の方法を 定める告示の施行について」(平成 15 年 10 月 1 日消防予第 248 号。以下「248 号通知」という。) による「検証計算プログラム」(消防庁ホームの こが可能。)に基づき検証され、検証に用いた係

数に係る避難器具が設置されているなど、避難 器具適用除外届出書の記載内容に誤りがないこ とを確認すること。

#### (3) 検証に係る留意事項

#### ア 検証の対象範囲等

- (7) 検証する階は、消防法施行令第25条の規定により避難器具が義務設置となる階で、かつ防火対象物が規則第23条第4項第7号へに規定する特定1階段等防火対象物に該当する場合について、階ごとに検証するものであるが、検証を要する全ての階について、下記①から④までの全てに適合している場合のみ2号告示第3、2の基準を満たしているものとして取扱うものであること。
  - ① 248 号通知第 1、2、(1)に示される手順
  - ② 同通知第 1、2、(2)に示される手順(「検 証計算プログラム」により確認)
  - ③ 同通知第1、2、(3)に示される手順
  - ④ 同通知第1、2、(4)に示される手順
- (4) 当該階に避難器具が 2 以上設けられている場合は、避難器具設置場所ごとに検証するものとし、この場合の収容人員にあっては、当該階の収容人員を避難器具の数で除した人員(少数点以下は切り上げ)とすること。

なお、設置されている避難器具の種類が異なる場合にあっては、避難器具ごとの脱出終了時間の割合により、当該階の収容人員を比例按分等した収容人員により算定することで支障ないものであること。

- (ウ) 当該階に階区画があり、避難器具が設置されていない階区画が存する場合にあっては、避難器具設置場所に係る階区画部分において検証するものとし、この場合の収容人員にあっては、階区画内の収容人員で検証することで支障ないものであること。
- イ 検証できる避難器具

検証ができる避難器具は、救助袋 (垂直式)、 つり下げはしご及び緩降機であること。

なお、救助袋(斜降式)については、地上にいる者が固定環を設定する時間等が確定できないことから、検証対象外とされていること。

## ウ 脱出終了時間

- (7) 本検証の脱出終了時間は、当該階に存する 者の全てが避難器具設置場所に到達している ことを前提とし、避難器具設置場所に到達す るまでの時間については考慮しないものであ ること。
- (4) 脱出終了時間の算出のうち、t1(組立に要する時間)、t2(着用具の着用等に要する時間)及びt3(避難の準備をするのに要する時間)の値に、避難訓練等の際に測定した実測値を用いる場合は、担当職員等の立会いのもとで計測したものとすること。
- (4) 既存防火対象物に係る用途変更の取扱いについて

改正省令施行日現在、特定1階段等防火対象物に該当しない既存防火対象物で、平成18年10月1日以降に用途変更により特定1階段等防火対象物になった場合についても、前(3)、アの検証条件の範囲内で、同様に取扱って支障ないものであること。

3 既存防火対象物に係る関係者への指導等

既存防火対象物における規則第27条第1項第1号の規定への適応には、経済的負担及び構造等による困難性が大きいことから、当該防火対象物の関係者に対し、事前に十分な説示をしておくこと。

4 その他

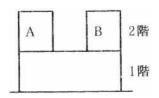
当分の間、当該通知 2、(2)に係る届出は、指導係 と合議を行うものとする。 別紙

特定1階段遊雞器具適用除外届出書 捐 防 署 長 届出者 住所 氏名 消防法権行規則(以下「施行規則」という。)第27条第1項第1号の規定の適用を受けないため、施行規則の一部を改正する省合(平成15年総務省令第90号)附則第5条の規定による措置(第行規則の一部を改正する省合所則第5条の規定に基づき、同条の方法を定める件,平成15年消防庁告売第2号、以下「2号告示」という。と第1ためで信託ます。なお、届出内容に変更が生じた場合は、施行規則第27条第1項第1号に規定する避難器具の技 術上の基準に適合させます ith 所 電話 粉 Я 途 ( ) 100 構 その他 遊戲 火 · 階・地下 10 使而统 延前精 2 対 象 階 付 棚 ※ 経 造 棚 4

#### Q & A

## (避難器具の設置について)

下図の場合、ABとも単独では避難器具の設置義 務は生じないが、ABを合わせると設置義務となる 場合どのように指導すべきか。



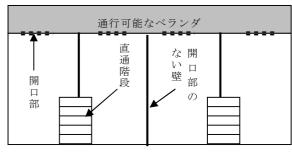
A 法的には、A又はBのいずれかに設置すれば足り るが、AとBの往来ができないと明確に判断されれ ば令第32条による特例を認めて差し支えない。

(昭和58年1月21日県消防防災課回答)

### (直通階段の数について)

平成 16 年 2 月 23 日付け新潟県県民生活・環境部 消防防災課予防係長の「予防事務に関する県内質疑 事例集」に掲載の問14のような階段室型の共同住宅 で、ベランダが図 1 のように設けられている場合の 取扱いと図 2 のようにそれがテナントである場合の 取扱いはどうか。

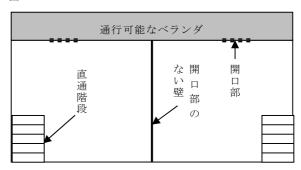
図 1



共同住宅の3階で収容人員12人の階

- (1) 開口部が常時開放されている等良好に管理さ れているとは言えないため、施行令第25条第1 項第5号の規定により避難器具の設置を要する。
- (2) 平成7年10月5日消防予第220号通知の共同 住宅の特例によれば、開口部の状況に係らず 2 方向避難に該当するとされていることから直通 階段が2あることとなり、施行令第25条第1項 第 5 号の規定は適用されず、避難器具の設置を 要しない。

図 2



飲食店等の3階で収容人員12人の階

- (3) 上記(2)によるとすれば、図2のように共同住宅 以外の防火対象物で、通行可能なベランダを設け た場合においても同様の取扱いができる。
- (4) 図2の場合は、開口部が常時開放されている等 良好に管理されている場合に限り直通階段が 2 あ ることとなる。
- 施行令別表第1の(5)項口に該当する防火対象物又 は防火対象物の部分に限り(2)お見込みのとおり。そ の他の用途にあっては、(4)によること。

(平成16年6月25日県消防課予防係回答)

# (特定1階段等防火対象物の避難器具について)

- 特定 1 階段等防火対象物の 2 階部分において避難 器具を要する場合にあっては、通常の避難器具を設 置してよいか。
- A 特定 1 階段等防火対象物として避難器具が示され ているため、2階部分にあっても特定1階段等防火対 象物としての避難器具の設置が必要となる。(消防法 施行規則第27条第1項第1号)

◇平成 21 年 10 月追加